

まち連だより



2・3月号

匿名差出人による”行過ぎた”文書投函が発生 ～のぼりの撤去要求、仰木の里学区自治連役員の総退陣要求に留まらず、 個人の家族の安全を案ずる文言まで～

「仰木の里街並みを真剣に考える会」を名乗る団体による無届けの“のぼり旗”が路上に設置されて以降、差出人表記の異なる匿名による文書投函がのべ50通以上も行われました。文書は、まち連が届け出の上掲出している、“容認できません。幸福の科学グループ進出”のぼり旗の撤去要求に始まり、地域役員の総退陣を要求する文書、個人的な要求・脅迫ともとれる文書等複数種類あり、「それをのまなければ家族の安全を案ずる」という文言までもが記されていました。(経過は下表参照)

日付	差出人	宛先	内容(「」内は手紙文章より引用)
2014.2.8	封筒に「仰木の里東1～8丁目自治会役員」文書には「某」	仰木の里東学区自治連加盟自治会の役員等、計20数通	「害なわれた景観、このままで良いのか」1.16の『仰木の里街並みを真剣に考える会』事件を記述。「のぼりで不満が爆発したのか…」
2014.2.13	封筒に「仰木の里東1～8丁目自治会 住民」	自治連及び、まち連役員	2.8の某からの手紙を同封。「既に同様の文書を受け取っているでしょうが」「なぜこんな街にしたのですか」
2014.2.28	「仰木の里の幸せを願う古き住民より」	仰木の里、仰木の里東学区自治連加盟自治会の役員等、計30数通	「良識ある自治連役員の皆様方へ」自治連合会会長とそれに連なる役員の総退陣を求む
2014.3.4	不明(未記載)	個人へ1通	会社やプライベートに関する記述あり。「賢明な判断と家庭を大事に」
2014.3.5	不明(未記載)	個人へ1通	「争いになればいろんなものを出さなければいけない…」
2014.3.7	「仰木の里学区住民」より	個人宅に戸別に5通	「そろそろ何とかして欲しい。お願い！」から始まり「のぼりのせいで、財産価値が下がった。セキスイも迷惑している。あんたら、土地を買ってくれるんか？建物を買ってくれるんか？」等

このような行為に対し、まち連は「個人の平穏な生活が害された大変深刻な事態」として重く受け止めています。一方で、匿名差出人からの文書投函であるため、直接の返信が困難であることから、当まち連だよりによる仰木の里の地域へのチラシ配布、およびWebを通じた広域情報発信を通じて下記返答を行います。

投函文書に対する回答

仰木の里まちづくり連合協議会より

仰木の里地域の現状を憂う、貴方のご心境は理解できます。しかし、一方で貴方が問題視される現状の改善に向けては、問題の根幹となった原因を1つずつ解決していく他ないと考えます。特に、のぼり旗の掲出につきましては、一連の学園設置経緯を踏まえると、幸福の科学学園より地元住民に対する謝罪と説明がなされることが不可欠であると考えます。万が一にも、多くの住民の意思を匿名の文書で押さえつけるような方法で解決に至るとは到底思えません。

残念なことに、頂いた文書には受取人の勤務先や知人等の個人情報をも具体的に引用した記述に加え、家族の安全に配慮するような忠告が記されていました。このような記述は「脅迫」にあたりと解釈でき、その前後で述べられた主張の内容に寄らず、決して許されるものではありません。隣人を脅迫するような差出人が本当に仰木の里の住人であるのかすら疑いたい気持ちです。現状改善に向け、このような文書投函を止め、問題の解決に向けたご協力を切に希望いたします。

異例の付言付き学校設置認可から1年～仰木の里の今～

滋賀県知事による異例の付言付き学校設置認可から1年が経過しました。この節目に寄せて、幸福の科学学園・関西校に関する仰木の里の現在地をまとめます。

① 学園による地元説明は行われず

滋賀県知事による学園の設置認可の際、『幸福の科学学園においては、今後、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に地域に提供していただき、連携を推進していただきたい』との付言がなされました。

しかしながら、まち連・自治連ともに要望した説明会は学園が4月早々に開催拒否意向を伝えるなど現在まで実現に至っていません。公教育事業者としての責務を果たすこと、また何より学園が隣人として当初自ら開催を約束した説明会が開催されることを期待します。

② 建築義務付け訴訟は実質議論へ

学園用地の地盤安全性の疑義に端を発した学園校舎・寄宿舎の建築確認取消訴訟は、2013年7月に過去類似判例である「建築物の完成による訴えの利益の喪失」を理由に却下され、現在は天津市を相手とする建築物の除去・使用停止・擁壁等の設置の義務付けを求める訴訟の形で訴訟を継続中です。

2014年の公判では、天津市が学園用地で行ったボーリングデータが公になりました。現在は、このデータに対して、まち連・弁護団・専門家による安全性確認が具体的に進められています。学校設置以降、学校用地周辺の湧水の増加、水路から歩道への大規模な排水溢れなどが発生しましたが、これらとの関連性も含めた具体的な地盤安全性の議論に入れる見込みです

仰木の里のみなさまへ

本号表面でお伝えしたとおり、仰木の里において非常に残念な文書投函が行われ、特に文書を受け取られた方々におかれましては大変不安に感じられているかと思えます。度重なるこのような行為に対して、まち連は仰木の里弁護団との相談を含めた対応を行ってまいります。直近では、2013年末に掛けて発生した「幸福の科学学園関西校 子供を守る保護者の会」を名乗る団体による個人宅への戸別の文書投函への対応として、滋賀県、天津市のみならず、**学園が所属する滋賀県私学連合会に対しても県内の私学公教育を統括する立場から、「幸福の科学学園による文書投函団体の特定を含む事態の調査把握」と「調査結果の地元報告の実施」の指導・監督を要請しました。**今後、同様の行為がありましたら、まち連までご連絡ください。

③ のぼり旗と文書投函について

残念ながら、2013年後半より”のぼり旗の撤去”を求める内容の文書投函が学園保護者の会、及び匿名を名乗る人物より戸別投函される事態が発生しました。この内、保護者の会からの文書に対しては、連絡先として学園が明記されていたことから、まち連として学園に対して3度の嚴重申入れを行いました。しかしながら、学園からの返答は2013年度末までありません。

そもそも投函文書で折々触れられる”のぼり旗”については、学校設置計画の発覚当初から週刊新潮2011年6月30日号や産経新聞の記事に掲載されるなど早期に全国的に公になるも、滋賀県私学審議会では開校には支障が無いとされた一方で、学校の認可がされるとすぐ、幸福の科学学園、及びグループ関係者が天津市に訪庁し、撤去を迫る対応を続けるという、地元住民にとっては理解し難い経過を辿っています。

認可の諮問機関である私学審議会の運営事務局である滋賀県総務課からは、「のぼりの本数で学園と地元との状況を把握している」という発言までなされ、滋賀県行政がのぼりの本数を目安としていることも明らかになりました。

(まとめ) 開校前に不安視した事が現実になった1年でした。何より学園による説明会の再開が強く望まれます。なお、2013年度の学園入学者に対しては、地元との状況が学園から全く伝えられていなかった事も判明しています。この4月の入学者に対し、現在の地元との状況がありのまま伝えられることを望みます。

建築裁判のお知らせ

次回公判日時：2014年 4月24日(木) 11時より(30分前にお集まりください)
場所： 天津地方裁判所 一般傍聴に、是非ご参加ください。

